

玉名市 議会基本条例 抜粋

第5条 議会は、[前条](#)に規定する基本理念に従い、次に掲げる基本方針を確実に実現するものとする。

- (1) 議会及び市政について、積極的に情報を公開し、及び発信し、市民との情報共有を図ることにより開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民との対話を重ね、又は促進し、多様な民意をくみ取るとともに、市民の英知及び協力を引き出すことにより民意主導の市政を行うこと。
- (3) 市民の政治参画意識を醸成するとともに、議会活動の諸場面において市民参加を推進することにより市民協働のまちづくりに取り組むこと。
- (4) 提出された議案の審議及び審査を行うほか、議員間討議を大いに活性化し、独自の政策立案及び政策提言に取り組むことにより議会の活性化を図ること。
- (5) 激動する社会経済情勢の中で、日々進展し変革している地域社会に迅速に対応し、市民の負託に的確に応える議会の在り方を不断に追及することにより継続的な議会改革に取り組むこと。
- (6) 災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るために、平常時から危機管理体制の整備及び強化に努めることにより災害に強いまちづくりを推進すること。
- (7) [前各号](#)の規定を達成するため議会の権限等の強化に努めること。